【公布された条例等のあらまし】

● **災害救助法施行細則の一部を改正する規則**（規則第66号）

1　災害救助法施行令第１条第１項第３号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

2　この規則は、公布の日から施行することとした。